

令和3年度 第6回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和3年6月28日（月）9時30分～12時38分
開催場所	横浜市役所18階 みなと6・7会議室
出席委員	奥委員（会長）、上野委員、片谷委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	菊本委員（副会長）、押田委員、五嶋委員、田中稲子委員
開催形態	公開（傍聴者 7人）
議 題	1 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書 2 （仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書
決定事項	令和3年度第5回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する

議事

- 1 横浜市環境影響評価審査会委員改選に伴う会長、副会長の選出。
審査会会長に奥委員、副会長に菊本委員が選出された。（菊本委員は欠席のため、後日推薦を伝え承諾を確認した。）
 - 2 令和3年度第5回横浜市環境影響評価審査会会議録確定
 - 3 議題
 - (1) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書について
 - ア 準備書手続きについて、事務局が説明した。
 - イ 質疑
特になし
 - ウ 準備書について、事業者が説明した。
 - エ 質疑
- 【奥会長】 御説明ありがとうございました。準備書の内容につきまして御質問等をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。藤井委員お願いします。
- 【藤井委員】 はい、この後の公園整備事業と横断的なものではなく、この中でという話でよろしいでしょうか。
- 【奥会長】 土地区画整理事業について、まずは、この準備書の内容について、どこか不明な点があればお願いします。
- 【藤井委員】 スライド8のところで、調整池のことが書いてあるのですが、その中に、調整池1、2、5、6は地上式と書いてあるのですが、調整池3、4は地下に何か造るというものを考えられているのか、そこをまずお伺いさせていただければと思います。
- 【奥会長】 はい、事業者の方、御回答をお願いします。
- 【事業者】 お答えします。今回の環境影響評価の中では、調整池1、2、5、6がオープンな地上式でございまして、調整池3、4が地下の調整池を想定しています。
- 【藤井委員】 はい、ありがとうございます。もう一点、お願いという意味で（発言）して良いですか。
- 【奥会長】 はい、どうぞ。
- 【藤井委員】 スライド16に「草地の一部保全」ということが書かれていたのですけ

れども。グリーンインフラのところでは、是非、草地もただ単純に、あるエリアを保護、保全というわけではなくて、やはり何を対象にして保全するのか、その対象とする種類によってどれくらいの面積が必要なのか、ということまで踏まえたうえで検討していただきたいと思いをしました。これはお願いです。以上です。

【奥会長】 事業者の方、いかがですか。

【事業者】 分かりました。規模を含めて検討していきたいと思いをします。

【奥会長】 はい。準備書段階ではどの程度は明らかにできる見通しでしょうか。

【事業者】 ある程度、公共施設の方は想定できるのですが、地区全体にどれだけということは、なかなか想定しづらい部分があるのです。公共施設の中で、例えば道路の植樹帯、植樹帯がどれ位できるかなどについては、数字でお示ししていければと思いをしますので、準備書の時に示したいと思いをします。

【奥会長】 そこは、評価書段階においては、明確にさせていただくようお願いいたします。

【奥会長】 他の委員の方、いかがでしょうか。はい、横田委員お願いします。

【横田委員】 はい。細かい点はまた後ほどの質問になるかもしれませんが、大きく4点ほどお伺いしたいと思いをします。

一つが、グリーンインフラの考え方を準備書 2-58 ページ、スライド 16 ページなどでも考えられていますけれども、比較的、ゾーニングレベルのものと、地表面レベルの話が主でありまして、地形の、そもそも土地区画整理を行う、その造成計画におけるグリーンインフラの検討ということが、記述が不十分ではないかと感じました。その辺りで、造成の盛土、切土の形状の中でどのようなグリーンインフラを検討できるのかということをお考えがあれば教えていただきたいというのが一点です。

これに併せて調整池の立地ですが、地下化を検討されている場所があると思いをしますが、ここで、生態系に対して、保全措置のフィールドにもなっているということで、水が集まる場所で湿地を保全することをおやるうえで、地下化することをおやるのが、やはり分断の要因になってくると思いのです。ここはなぜ地下化が必要で、どのような構造、あるいは接続になってくるのかということをおやるので、今現在で検討されている内容がありましたら教えてください。

3点目は景観に関してなのですが、周囲景観の方で、パノラマ写真で評価をしていただいていますけれども、土地被覆の状態が土壌面になっている部分が大半で、そもそもこの土地区画整理事業の完成形の土地被覆というものが、全て土壌なのか、ということをお伺いしたいと思いをします。

4点目は湧水に関してなのですが、湧水 1 は涵養域に影響がある、というような記載があると思いののですが、そもそも、その涵養域においてどれぐらいの割合の湧水の減少が見込まれて、集水の地下水涵養の減少が見込まれていて、それをどのように保全しようと思われているかということをお伺いしたいと思いをします。以上です。

【奥会長】 4点ですね。それでは順番にお答えをお願いします。

【事業者】 はい、御質問ありがとうございます。1点目からお答えしたいと思いをします。グリーンインフラの関係で、切り盛りの関係ですとか、斜面の関

係をどう起こしていくのかということだと思います。

切り盛りの考えを踏まえまして、例えば道路に出来る法面ですとか、農地で出来る斜面につきましましては、グリーンインフラの観点を取り入れまして、斜面地に保水できるような構造、そのような形を考えていきたいと思っているところでございます。

2点目は、調整池はなぜ地下かということかと思えます。調整池3、4は基本的に地下構造としているのですが、調整池1、2、5、6も基本的には掘り込むような形を考えてございまして、調整池1、2、5、6と調整池3、4の違いは、上に蓋をするかしないかという考え方でございます。何故に調整池3、4の上を蓋にしたかというところにつきましましては、将来の土地利用を踏まえまして、上部利用できるところにつきましましては、蓋掛けをしまして、公園として使おうという形で考えたところでございます。

なお、調整池の位置図につきましましては、各流域の一番下流部においているところでございまして、どうしても相沢川流域につきましましては、一番下流部の公園の中、和泉川流域につきましましては一番下流部の調整池4という形になってございまして、位置につきましましては、そのような形で考えているところでございます。

景観の囲繞景観で、宅地として土地区画整理事業で最終として舗装等を行わないのかという御質問だと思うのですが、区画整理事業は、基本的には道路等の公共構造物としては舗装等を行っていきませんが、宅地としては、基本的には、土のままという形を今、想定しています。

4点目の湧水の関係ですが、具体的な数値化ができるかどうか、今即答できない部分もございまして、持ち帰らせていただきたいと思えます。

【奥会長】 はい、横田委員いかがですか。

【横田委員】 はい。それぞれお願いというか、コメントをお話しさせていただきたいのですが、1点目の地形的配慮なのですが、切り盛り境の部分があるかと思えます。その部分のグリーンインフラとしての処理が非常に重要な要素になってくるのではないかと思います。全く段差を見ずに完全にフィルしてしまうと、やはり地形としては完全に失われます。そういったところで、できる限り現地形が残る形状を検討することが、やはり機能的な保全に繋がるのではないかと思います。ここは生きものの移動経路になっているという、当然、川沿いですので、主要な生き物の移動経路ですし、植物の播種の経路になっている可能性があります。ですので、そういった地形的な配慮をグリーンインフラ計画として検討させていただきたいと思えます。

盛土の厚さを、是非、その中で具体的にさせていただくことが重要かと思えますので、具体の記述をお願いしたいと思います。

2点目の調整池の地下化ですが、やはり切り回し河川の形態の妥当性というのが、きちんと記述されるべきではないかと思います。排水計画に関する記述と併せて、なぜこの形状で河川を切り回さなければいけないのかということ、その根拠をきちんと、できる限り定量的に明記させていただきたいということです。

そして調整池の妥当な容量に関しても、平常時の流下量が適正な範囲

であるというだけではなく、やはり豪雨を考えたときに、どれだけの調整量があるのか。そう考えますと、やはりこれも単なる箱としてではなく、地形的に検討すべき部分が多々あるように思います。ですので、そこら辺の根拠を是非明示いただきたいなと思います。

3点目の景観の件ですけれども、造成で確実に道路が中に入ってくる場合があると思うのです。その道路の処理というのを、どのように景観の中で扱うかは、その重要な要素ではないかというふうに思います。

宅盤という盤を造るだけではなくて、やはりそこにアクセスする、経路もできれば、きちんと表現していただきたいというのが希望です。

4点目の湧水に関しては、やはり保全措置としても重要ですし、保全措置のフィールドがなぜここだけしかないのかということ根拠づけるうえでも、既存の湧水が活用できる環境というのがどの程度残って、それがどういう保全措置によって維持できるのかということ明記していただきたいと思います。湧水地点1などが、完全に埋められて切り回し河川の三面張りの中に、近くに隣接するような環境になって、なぜそこを活用できないのかと、そのようなところがやはり重要な保全措置のフィールドを増やすうえで重要な視点かと思うので、是非検討いただければと思います。それぞれコメントさせていただきました。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。いずれも重要な御指摘かと思えます。今日十分にお答えいただけなかった点につきましては、また次回以降、回答を御用意いただいて、この審査会の場で御紹介いただければと思います。事業者の方、よろしいでしょうか。

【事業者】 分かりました。

【奥会長】 はい、お願いします。では、他の委員の方いかがですか。はい、田中修三委員をお願いします。

【田中修三委員】 田中でございます。よろしくお願いいたします。私、新任ということで、もう既に色々話があった内容に関する質問も出るかもしれませんが、初めてですので、よろしくお願いいたします。

私の担当といえますか、専門に近いところでは、水質と底質と地下水と土壌汚染、この4つになるわけですが、それぞれについて質問が少しづつございます。

一括りずつ質問をして、回答いただければと思います。まず、土壌汚染関連で、防衛省による土壌汚染のデータが最近入手できたと、方法書の後に入手できたと聞いておりますけれども、今日、説明していただきました車両関係なのですが、約1年かけて汚染土を搬出するということでしたけれども、その汚染土の運搬に使う車両についても、例えば、大気質、騒音、振動、あるいは温室効果ガス、あるいは交通安全、そういったものの影響予測には考慮されているのでしょうか。

【奥会長】 工事用車両として入っているかということですね。では、そこをお願いします。

【事業者】 工事用車両には、土工事の台数に一応含めておりまして、ただ1日約7台程度、往復14台程度という形で計上しているところでございます。

【田中修三委員】 はい、分かりました。入っていれば結構でございます。

それと、やはり土壌汚染について、汚染土の浄化対策は、まず、国に要望を出していると、その結果を踏まえて事業者としては対応を考える

ようなストーリーになっていると思うのですけれども、この国の対策というのは、現時点ではまだ不明ですか。どのような対応をする予定なのですか。

【事業者】 はい、今、国の方で更なる追加調査も一部やっているところでございまして、それが終わってから、国が土壤汚染対策法に基づきまして14条申請をする予定です。14条申請で、もし要措置になってしまえば、国がやらなければならない部分がございますので、国にお願いすると。その後、形質変更の場合はどうするか、というのは協議になるのですけれども、一応、全部、国にお願いしつつ、ただ、スケジュール上、区画整理をやるときに残っているようであれば、土地区画整理事業者として、土壤汚染対策法に基づいてしっかり対策を行っていくことを考えているという状況でございます。

【田中修三委員】 第二溶出量基準は適合しているようですので、おそらく、県知事が指定してするわけですが、要措置区域ではなく、形質変更時要届出区域になるのではないかという可能性が高いと思っています。その時に、汚染土の除去対策を国がやるべきなのか、事業者が、横浜市がやるべきなのか。ほとんどが国有地なのですか、この国有地は売買されるのですか、それとも借地という形でいくのですか。

【事業者】 今回、区画整理事業なので、国有地が斑状態になってはいるのですけれども、整理して1箇所を集めたりとか、公園エリアに持ってくるとか、新交通の用地に持ってくるとか、そのような形を、今、想定しているところでございます。売買というよりは、区画整理事業なので、整理をして国にお返しするような形です。

【田中修三委員】 所有者は国なのですね、あくまでも。

【事業者】 はい。

【田中修三委員】 その場合に、仮に形質変更時要届出区域になったとしても、国がやるべきなのか、それとも事業者がやるべきなのか、微妙なところがあって、その辺はまだ今後の話し合いになるのですか。

【事業者】 はい、今のところ、国ともその辺を話し合っておりまして、どちらがやるにしても、うち（横浜市）の方としては負担を国に求めていくというスタンスは変わりません。撤去は撤去でまず国にやって欲しいという話があるのですけれども、撤去しない場合も費用の負担を国に求めていくというスタンスは変わりがございません。

【田中修三委員】 そういうことですか。相当な土砂量になるので、費用的にも相当になるのではないかということは予測できるのですけれど、負担を国に求めるということですね。分かりました。

それから知事による区域指定はいつ頃になりそうですか。

【事業者】 まだ、分からない状況でございます。

【田中修三委員】 分かりました。

それから、一つ気をつけておかなければいけないのは、南東部に鉛の溶出量基準を超過した部分が1箇所、1区域、1区画あります。

下の方、南東部ですね、ここは今の準備書でも掘削除去はしない、掘削除去の対象になっていない、ということですので、仮に国が、あるいは市が掘削除去をやったとしても、ここは残るので区域指定は解除されない、そのまま残るということになりますよね、一応確認です。

- 【事業者】 そうです、そのまま残る形になります。はい。
- 【田中修三委員】 変更時要届出区域がそのまま残るということになりますね。分かりました、はい。
それと、この掘削除去を一応、準備書の中では、土の量などを計算してあるのですが、それと同時に、汚染土壌の掘削除去後の汚染土の処理、処分をガイドライン等に基づいてやるので大丈夫だと。影響は少ない、というような結論になっていたかと思うのですが、ただ単にガイドラインに基づくから大丈夫だということではなくて、ある程度、可能な範囲になりますけれども。具体的にどういう処理、処分するのか、搬出はどうやっていくのか、搬出時の注意はどうするのかというようなことは、当然、影響評価で語られるべきだと思うのです。その辺が準備書の中であまり見られないです。そこは是非検討をしていただきたいと思っています。
- 【事業者】 持ち帰らせて検討させていただきます。
- 【田中修三委員】 似たようなことで、造成工事中のアルカリ排水の処理をする、というようなこともあります。具体的にどのようなやり方をするのか、というのは全然出てないので、ただアルカリ排水に対しては対策を取る、と書いてあるだけで、それで大丈夫だとは言えないので、中身がわかるように、もう少し丁寧な説明をしていただきたいと思います。
- 【事業者】 はい、検討させていただきます。
- 【田中修三委員】 一応、土壌汚染関連は、先程言った南東部の、鉛の溶出量基準を超えた地点ですね、これ8～9メートルだということなので、そこまで掘らない、形質変更もやらないので大丈夫だということなのですが、確か、近くに湧水がありましたよね。湧水があったり、あるいは災害用の井戸が下流側にあったりしたと思うのですけれど、それらに対する影響というのは全然見ておられないのですね。
- 【事業者】 土壌汚染のときに、国の方で、地下水があれば地下水の影響を全部確認はしているのです。
その中で影響がないという形なので、今回、湧水への影響はないという形では考えているところでございます。
- 【田中修三委員】 地下水への影響はないという言葉が出ているだけで、実際の数字が全然示されてないのです。地下水については、資料編には一切入ってないのです。資料編で結構です。それを是非入れていただきたいと思います。
- 【事業者】 持ち帰らせて検討させていただきます。
- 【田中修三委員】 一応、土壌汚染はそれだけなのですが、次、時間をとって申し訳ないのですけれども、初めてですので、いくつか聞きたいことがあるのですけれど、よろしいですか。
- 【奥会長】 はい。
- 【田中修三委員】 次、水質に関係することなのですが、和泉川の濁り（SS）が、若干、わずかですけれども、現状よりも悪化しますよね。環境基準はもちろん達成しているのですけれども、やはり悪化するので、それに対しては、造成箇所の転圧を早めにやるとか、あるいは造成法面を早く植栽するとか、そういうことで、対応できるのではないかというような結論になっているのですが、できれば、これ予測をして、少なくとも現状悪化

には至らないということを示すことができるのではないかと思うのです。是非これは示していただきたいなと思っています。厳密に言うと、これは工事中というよりも、土地の改変後、供用後の評価ということになるのですが、そこまで大げさに考えなくても、転圧を早くやって植栽を早くやれば、計算上は現状悪化となっているけれども、これが下回ります、という数字は出せるのではないかと思うのですね。そこも検討していただきたい。

それと同じ水質で、河川の切り回しがありますね。特に大門川なのですけれども。大門川の水質が、上流側のBODが結構悪いのです。水質1、上流側と下流側で測られていますけれども、豊水期でも渇水期でも、大体、BODが10mg/L前後。ところが、下流側の水質2になってくると、これが1~3mg/L位、2mg/L位になってしまうのです。相当、これは見かけ上かもしれないが、浄化されていることになるのですが、切り回して暗渠にすると、同じような河川の自然の浄化が期待できるかどうかという、かなり怪しいです。暗渠化によって水質にどのような影響があるかというようなことは、やはり、ある程度評価すべきだと思います。仮にそれが、上流側が10mg/L位のものが、もうほとんど除去されないで、浄化されないでそのまま流れてくる、ということであれば、調整池5である程度の浄化は期待できるのですが、ここで期待できるのはほとんどが浮遊物質であって、懸濁物質であって、BOD物質のようなものは、滞留時間が1時間半程度、80分程度ではほとんど期待できない。そうすると、BODの高いものが、その下の大門川の方に入って行って、中川橋でしたっけ、水質基点がありましたよね、あそこのBODが大きく上昇するということも予測はできます。そういうことに対する評価というか、対策も考えておくべきだと思います。

それから、大門川と相沢川を暗渠にするという計画なのですが、そうした場合に、雨水の排水計画はどうなっているのだろうと思ってみたのですが、ほとんど準備書で触れられてない。先ほど説明で少し透水性舗装の話が出ましたけれども、仮に透水性舗装なども考えるのであれば、どのようにそれを暗渠の中にスムーズに排水していくのか、ということも、当然、雨水排水計画をもう少ししっかりと立てておくべきだと思います。

それからもう一つ水質関係で、セメント系の地盤改良材を使った場合に、六価クロムの溶出が心配されるということなのですが、それも拡散防止の対策はとると書いてあるのですが、一体どのような対策をとるのか、というと書いてないのです。具体的に書いていただきたいと思います。以上が水質ですけれど、何か事業者の方から質問ございますか。

【奥会長】 そうですね、はい。お答えがあれば。

【事業者】 今、4点ほどSSの悪化の関係ですとか、暗渠化に伴うBODの影響ですとか、透水性舗装がどのように暗渠に数字化されるのか、ですとか。

【田中修三委員】 透水性舗装だけではなく、雨水排水計画です。

【事業者】 あと六価クロムの関係の対策がどうなっているのかという御質問がありました。今即答できることがないので、持ち帰らせていただきまして、また回答させていただきます。

【田中修三委員】 はい。すみません、長くなって。次、底質なのですが、堀谷戸川

と和泉川は、底質の対象外としていますが、なぜ対象外とされたのでしょうか。

【事業者】 直接的に河川の改修を行わない和泉川と堀谷戸川については、河川の改修そのものは、この土地整理事業で計画していないので選んでいません。

【田中修三委員】 汚染土壌の掘削工事などもやるのですけれども、そのような時の土砂の流出というか、底質としては堀谷戸川、あるいは和泉川の流域もある程度はあったと思うのですけれども。

【事業者】 堀谷戸川と和泉川につきましては、直接河川改修を行わないということがあるので、調整池で土砂対策を十分、汚濁物質を十分沈降させた後に排出するものですから、もし影響があるとすれば水質の方にはかなり影響が出るとお思いますので、そちらの方でモニタリングをしていくということで、底質の中では扱っていないという考えで整理させていただいております。

【田中修三委員】 調整池で調整するということですね。そうですね、それが理由ということですね。

【事業者】 はい。

【田中修三委員】 では、そのようなことをしっかりと明記していただきたいとお思います。対象外とする理由があまりはっきりしてなかったのも、今、お願いしたわけですが、

次に地下水に関してなのでも、相沢川流域の調整池で掘削工事が帯水層に及ぶ可能性があるという文言があったのですけれども、その下流域には、さっき出しましたけれども、いくつか災害用の井戸もあるのです。帯水層にまで工事が及ぶのであれば、災害用井戸ですから、普段は使っているわけではないのでしょうか、やはり、その井戸に対する影響が本当はないのかどうか、特に水位、場合によっては水質もあるかもしれませんけれども、濁りのようなものがあるかもしれませんけれども、これは一応見ていただきたいとお思います。

あとは、防衛省の地下水の調査というのはこの事業区域内だけなのではないでしょうか。災害用井戸が事業区域の下流域にたくさんあるのですけれども、災害用井戸での水質チェックというのはしていないのですか。

【事業者】 自らのエリアで地下水に影響がないということから、自分のエリアだけの完結で終わっているところがございます。

【田中修三委員】 やっていないのですね。一応、井戸があるから測ろうと思えば測れるはずなのでも、水質の測定は可能だと思うのですけれども、やってないのですね。

【事業者】 はい、やっていません。

【田中修三委員】 はい、分かりました。たくさん申し訳ないのですけれど、以上でございます。

【奥会長】 はい、いずれも貴重な御指摘だとお思います。ありがとうございます。クリアにさせていただくべき点が多々ありましたので、これもまた、事業者の方は、次回以降に御準備いただいて、お示しくだるようお願いいたします。

【奥会長】 では次、田中伸治委員、その後、片谷委員、お願いいたします。

【田中伸治委員】 はい、ありがとうございます。では、私から交通に関して主にお聞き

したいのですけれども、まず、スライドの 11 ページのところ、工事計画を示していただいているのですが、工事用車両運行ルートなのですから、これは全て北側からの出入りになるということなのではないでしょうか。といいますのも、後ろで予測評価をしているところを見ますと、北側の交差点で需要率 1.0 を超えているようなところがありまして、全て北側で処理するのは厳しいのではないかと見えるのですが、南側の方へのルートを使う予定はないのか、というところが 1 点目の質問です。

続いて、併せて工事中の車両の通行に関する質問ですけれども、環状 4 号線がこの地域内の主な道路になると思うのですけれども、この部分は、一般車両は通行しないのでしょうかという点です。工事中の予測については、スライド 117 ページに結果が示されているのですけれども、工事中については、地域社会 1～4 地点の結果がここには示されているのですけれども、環状 4 号線に一般車両がこの区間も通行しているのであれば、例えば地域社会 5 の交差点辺りですとか、このようなところも影響を予測しておく必要があるのではないかと思います、この点について質問です。

続いては、車の走行の結果、騒音とか振動の予測に繋がるのですけれども、騒音の予測の結果が、各所で基準値を超えているようにも見えるのですけれども、ただ対策として、「公共交通機関の利用促進」とか、「車両の効率的な利用の促進」のようなことが、スライドの 46 ページ辺りには書いてあるのですけれども、これだと、あまり効果が期待できないと私は思っていて、せつかく地点別の予測値をスライド 45 ページ辺りで求めていただいているのでしたら、これらの経路に車両が集中しないような、迂回してもらおうような、そのような具体的な方策を考える必要があるのではないかと思います。

あと 1 点は、少し細かい質問なのですけれども、スライド 126 ページで、「迂回ルート」という記載があるのですけれども、これはどこのことを指しているのかというのを教えてください。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。4 点、今、御指摘、御質問ありましたが、いかがですか。

【事業者】 はい、お答えさせていただきます。

1 点目が環状 4 号線の工事中の車両につきまして、北側だけしか通さないのかという御質問かと思えます。現在、南側につきましては、かなり住宅が張りついているということもございまして、一応、現時点で、北側で考えているところがございます。北側は先生の御指摘通り、需要率を超えている部分もありますので、更なる対策がないかということについて、引き続き検討させていただきたいと思っております。

2 番目の御質問は環状 4 号線のもう少し南側のところで工事中の予測をしてはどうかという御質問かと思えますけれども、今、お答えした形と重複する部分があるのですけれども、工事中の工事車両につきましては、北側を想定しているところがございますので、基本的には地域社会 1～4 の調査地点の予測という形でご理解いただければと思います。なお、環状 4 号線、一般車も工事中も通行する形になりますので、それを含めてそこにもあるのですけど、工事車両が南側に行かないような計画としているという形で御理解いただければと思います。

3番目の騒音につきましては、私どもの対策内容でなく、プラス迂回する具体的内容も含めたらどうかということにつきましては、もちろんそれにつきましては、今後、私どもでできる範囲で、事業者、将来土地の利用者にできる範囲で色々お願いすることはお願いしていく、という形で、促していくという形で行動していきたいと思っております。

4点目の迂回ルートの設定時に対する配慮ですけれども、設定時ということで、現時点でどこか具体的に迂回ルートを設定しているというわけではなく、今後検討していく中で配慮していくということで記載させていただいております。

【奥会長】 田中伸治委員どうですか。

【田中伸治委員】 はい、ありがとうございました。

2点目に関して、南側は予測しないというお答えだったのですが、工事車両はこの地域内を走り回っているわけですよね。それで最終的に北側に出ていくのだと思うのですが、そうしますと、地域内の環状4号線も当然、たくさんの車が入り出していることになるかと思うので、そこを南から入ってくるような一般車両に対しても、当然影響があると思うのです。

そこを評価せずに北側の入口の部分だけというのは、若干心配な気はいたします、という点をお伝えいたします。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。具体的にどう対応していただくか、また事業者の方、事務局とも相談して、また回答いただければと思います。

【事業者】 はい。

【奥会長】 はい、ありがとうございました。片谷委員と酒井委員が手を挙げていらっしゃると思いますので、順番にお願いいたしますけれども、継続審議になりますので、今日、御質問等を出し切れなかった場合でも、また次回以降、御発言いただく機会がございますので、とりあえず、時間の関係もありますので、酒井委員までで一旦切らせていただきたいと思います。では、片谷委員お願いします。

【片谷委員】 はい、片谷でございます。今日、授業の関係で遅れて参加した関係で、もしかすると御説明があったことについてお尋ねしてしまうかもしれませんが、ざっと見た感じで強く印象を受けているのは、大気の話ですが、環境基準との整合性とか、横浜市の目標値との整合性等は議論されているのですが、本来アセスの評価の中には、やはり現況を悪化させないという要素が必要なわけで、これは大気に限りませんが、全般にそのようなことは、アセス制度全体として求められているのですが、どうもそのような点が軽視されていて、基準が満たされている、事業者の実行可能な範囲で低減されている、という評価だけで埋め尽くされているように感じております。例えば、大気で重機による影響は0.048まで上がると予測されていますけれども、これが環境基準と整合されていると書いてあるのですが、現況が0.04より低い地域では0.048は整合していませんので、現況を保たなければいけないというのが環境省の通達の趣旨ですので、これは、はっきり申し上げると評価が間違っている

と思います。それも含めて、現況をとにかく悪化させないという思想が表に出ていないので、これは是非改めていただきたい点だということです。

2点目は事後調査なのですけれども、事後調査は環境影響評価法に基づくものは実施しませんというのは、これは法律でそうなっていますのでそれで正しいのですけれども、ただ、これは予測の不確実性がないからということなのですけれども、予測と同じ状況で事が進んでいるかどうかというのは、必ずしも、不確実性がないわけではなく、ですから法律に基づく事後調査をしないとしても、きちんと予測と同じ条件になっている状況かというチェックをしていただかないといけないわけです。それは通常、モニタリングという名目で他の事業ではやられておりますけれども、そのようなことは、今日、御説明があったかもしれないのですが、実行される御予定かどうかを確認させていただきたい、これが2点目で、とりあえずこの2点です。

【奥会長】 事業者の方、お願いします。

【事業者】 1点目の環境基準の表記の仕方につきまして、環境を悪化させないという前提のもと、私どものできる対策を少し書かせていただいている部分がございます。書き方とかですね、一応、今回このような図書の書き方をしていきますので、御指摘を踏まえて検討させていただくような形になるかと思います。

2点目の事後調査の関係につきましては、モニタリングにつきましては、項目によって、例えば地下水とかですね、計画的にモニタリングしながらやっていくという形の項目もございますので、事業をやりながらどこまでできるかとか含めて、今後の課題とさせていただければと思います。

【片谷委員】 今日の時点では、今の御回答で承りましたけれども、今後、御検討いただくということですので、是非前向きな対応をお願いしたいと思いません。以上です。

【奥会長】 はい、お願いいたします。では、酒井委員、お願いします。

【酒井委員】 酒井です。よろしく申し上げます。生態系に関してなのですけれども、まず、この場所は、横浜市域では貴重な里山生態系が残存しているところだということがよく分かりました。

いろいろ改変されてしまうのは、致し方ないことだと思うのですけれども、総合的に見て、その影響が小さいという根拠に、具体的には、準備書9.12-17ページの表「地域を特徴づける生態系の影響予測」のところなのですけれども、同じような文言はあちこちに出てくるのですが、最後のところ、「農業振興地区を整備することから、土地の改変による…影響は小さいと予測します」と書いてあって、農業振興地区というのが、それなりの面積を持っているからということ暗に言っているのだと思うのですけれども、何か根拠になる情報というのは一切出てこないで、何をもってしてその影響は小さいと予測するのかということ、今即答できなければ、評価書のところでは丁寧に説明していただきたいと思えます。

もしそれが、そう言えない、単なる漠然とした話であるのであれば、それは、今よく分からない、ということを書いていただいて、それはそ

れで保全措置はちゃんとしていただくということになっているので、しかし、評価としてはそこは重要かと思います。それが単にこの場所での面積、端的な数字だけではなくて、その周辺の土地の利用の状況とかも踏まえたうえでの話になろうかと思います。資料を見た感じでは、この周辺というのは都市開発が相当進んだところなので、単にその面積だけでは語れないのではないかと懸念されたところです。それが1点。

それと、ここの生態系を評価したときに上位種の一つとしてオオタカが挙がっています。オオタカというのは、非常に保全上重要な種類で、だからこそ、資料というのは非公開になっています。しかし、その非公開が少し行き過ぎではないかと感じられて、これは事務局との相談にもなるかと思うのですけれども、例えば準備書9.10-74ページに、他の重要な鳥類についての調査の結果が出ていますけれども、ここは出さないということになっており、それはよくあることではあるのですけれども、引いた地図上でもって、一切情報をここで秘匿するという意味がよく分かりません。出したらどうなるのかという、見せたくないということではないかという、逆にそのような疑念を抱かせるような、この（線を）引いた地図のうえで、線が引いてあるからと誰かそこをめぐって悪さをしに行くということは考えにくいです。

それと、準備書9.12-15ページにも、注目種への影響予測というところで、オオタカのところは現状だけではなくてどのように影響するのか、ということも一切伏せられていると。これをもってして、最終的な結論は今言ったような、農業振興地区を設けるのでその影響は小さいと予測します、と言われても、さっきとは違う意味でまたこれも根拠が示されていない、ということで問題があるかと思いますが。書きぶりは色々、ストレートに書けないことももちろん、重要な種なのであるかと思うのですけれども、白紙ということは是非回避していただきたいと思いました。私からはとりあえず以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。今、最後に御指摘いただいた点ですけれども、こちらが今、図書上は非表示になっている部分について、やはり審議していくためには私ども、情報をきちんと確認しなければいけませんので、それについては次回、審査会としては非公開という形で、図書上非表示になっている部分については審議をするという形になります。

【酒井委員】 なるほど。それにしても、審査会だけが情報持っていればいいという話では、データのなところはもちろん公開できないのは分かりますけれども、どのような予測がなされて、影響の程度がどうかということも一切外に出せないというのはおかしいと思います。それではアセスの意味がないと思います。

【奥会長】 はい。今、非表示になっている部分について、見ていただいて、この程度はやはり出すべきではないかなど、その辺の仕分けというのも審査会で十分議論いただくべきことだと思いますので、それは次回になります。

【酒井委員】 それと私達は、その情報をいつ、いただけますか。この図書と一緒に別冊で来るようなものではないかと。そうでなければ、この図書の評価ができないというのでは困るわけですし、その辺はどうですか。

【事務局】 最初にお話ししましたがけれども、関係する委員の御都合がよければ、次回、この辺の関係については非公開でやりたいと思いますので、また

資料につきましても事前にお送りして、確認していただくというか、見ていただく時間を設けたいと思いますので、次回、今のお話も含めて御議論いただければと思っております。

【奥会長】 よろしいでしょうか。

【酒井委員】 はい、結構です。時間がないので、もう1つだけ。

本筋から離れるかもしれないのですが、環境保全措置の中で、公園整備事業の区域にかかっている、たとえば保全対象種のビオトープをつくるような話、調整池の湧水を利用して…等、これはどちらの事業で扱う話になるのですか。

【奥会長】 はい。その事業の仕切りがどうなっているか。

【事業者】 今、御質問あった件につきましては、土地区画整理事業で審査していただければと思います。

【酒井委員】 例えば、土地区画整理事業のアセスの中で、色々な委員の意見で、例えばここにもう少し緑地環境をとというような話になったときに、それが公園整備事業に影響するというような話、あるいは公園整備事業を踏まえれば、それは反故になるような、そのような話になるのでしょうか。

【事業者】 一応、基本的に内部で調整していきますので、今、先生から御指摘のあった保全環境の創出、草地環境の創出などにつきましては、土地区画整理事業で審査していただければ、私どもで公園事業と調整していきます、という形で御理解いただければと思います。

【酒井委員】 了解しました。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。

【酒井委員】 はい、会長、結構です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。すみません、他の委員の方もまだ多々ご意見等おありかと思っておりますけれども、公園整備事業の方についても、まだ審議が残っておりますので、一旦、土地区画整理事業については、ここで切らせていただいて、また次回以降、継続審議とさせていただきます。では、こちらの土地区画整理事業の話については終了とさせていただきます。

事業者の皆様ありがとうございました。

(2) (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書について

ア 方法書手続について事務局が説明した。

イ 方法書について事業者が説明した。

ウ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。かなり時間が押しておりますけれども、事務局、だいたい12時半ぐらいまでに終了すれば大丈夫ということですね。

【事務局】 はい。

【奥会長】 委員の皆様すみません。かなり時間が長時間にわたっておりますけれども、引き続き出席可能な方はそのまま御出席いただいて、御質問等いただければと思います。挙手をお願いいたします。

【上野委員】 すみません。ちょっと次の予定がありまして、退出をさせていただいてもよろしいでしょうか。退出をさせていただきます。

【奥会長】	はい。分かりました。 挙手されている、酒井委員お願いします。
【酒井委員】	やはり先ほどの事業との関係が気になるのです。まず、この事業でもって、生物多様性を評価項目として選定した理由について教えてください。
【事業者】	生物多様性につきましては、工事中と供用時それぞれ選定をしております。理由としましては、工事中については施工ヤードの設置等で一部、公園工事に伴って生物、動物・植物・生態系への影響を及ぼす可能性のあることから選定しております。
【酒井委員】	質問の仕方を変えます。土地区画整理事業でも生物多様性を扱っているわけですがけれども、それとは独立に、こちらの公園整備事業でも生物多様性について別途取り上げた理由というのを教えてください。
【事業者】	はい。我々の事業でも、元々土地区画整理事業で全部改変というところがあったのですが、我々の事業でもそこについては、一部影響があるということで選定しております。
【酒井委員】	つまり、土地区画整理事業とはまた別問題としてあるということですか。
【事業者】	基本的には土地区画整理事業の事業内容、結果をみて、再度検討させていただくこともあるかもしれませんが、現時点では別の影響があるとして選定しております。
【酒井委員】	同じような調査項目を二重に別個に取るのは、原資が税金だと思うので、そういう無駄なことはやめたほうがいいと思うのです。あともう一つ、お互い別個にやる、別個に影響があるものとして独立してやるのだと言うのであれば、一般的な、似たような事業が近くで行える状況では、つまり重畳効果について評価していただければならないです。 あるいは、保全措置についても相乗効果について言及していただく必要があるかとなります。どちらか統一性を持たせて、省略できるところは省略して、全体を一体的なものとして扱うか、さもなければ、別の事業としてやるのだったら、その重畳効果・相乗効果について別途評価いただくと、そのようにお願いできればと思います。私は以上です。
【奥会長】	はい、ありがとうございます。事業者の方いかがですか。土地区画整理事業のほうの調査結果の内容を踏まえた上でまた検討されると、そこは整理されるというお話が先ほどありましたけれども、今の酒井委員の御指摘に対しては、さらに、お答えいただければ。
【事業者】	お答えさせていただきます。土地区画整理事業とも連携しながらですね、今後検討させていただいて、再度御報告をさせていただければと思います。
【奥会長】	はい。貴重な御指摘ですので、その整理はしっかりとさせていただいて、またお示しくくださるようお願いいたします。それでは、横田委員、それから田中修三委員が手を挙げていただいております。他に、御発言される方、藤井委員ですね、手が挙がりました。
【田中修三委員】	すみません。私、次に授業があるので先にいいですか。
【奥会長】	はい、分かりました。では、田中修三委員から先をお願いします。
【田中修三委員】	水循環について、湧水の量に変化する可能性もあるので湧水は取り上げていただいているのですが、その下流と言いますか、そのつながって

いる河川の和泉川がございますね。和泉川は流量が非常に少なく、先ほど現状悪化していたのですが、これも流量が少ないせいだと思われるのです。また市民の方の意見でしたかね、ちょっと忘れましたが、この和泉川の水というのは、ほとんどは湧水が流れ込んできているという意見があったかと思っています。もし湧水の量に大きな変化があると、当然和泉川にも流量に大きな変化が出てきますし、水質に影響する可能性があります。この選定が、河川の形態、流量がバツになっているのですけれども、水循環ですね、これは湧水と一体となっていると考えたほうがいいのではという気がいたします

【奥会長】 ありがとうございます。項目選定のところですね。いかがですか、事業者の方。今すぐにお答えが出ないようでしたら、ちょっと考えておいていただいて、他の委員の方からも御意見いただいてよろしいでしょうか。それでは、横田委員。そのあと、藤井委員お願いいたします。

【横田委員】 はい。3点ほど簡潔に御質問させていただきます。一つは、現状分析とそのゾーニングの考え方なのです。2万5千分の1の地図で環境の分析を行って、なおかつ環境類型区分も作成されていると思うのですけれども、もう少し微地形で分析はされていないのですかというものが1点目です。微地形で見ないと、マクロな人流の動線しか考えられませんし、環境の連続性も非常に限られたマクロな検討になってしまうのではないかという懸念をしています。

2点目が調査範囲のお話で、先ほど酒井委員からありましたけれども、この公園自体が土地区画整理事業の重要な保全地域、保全措置のフィールドにもなると思います。そう考えると、やはり集水域の改変を土地区画整理事業でやって、その集水域が5個ぐらいこの公園の中に分布している、5つぐらいの集水域に分かれているということをしきんと踏まえて調査するべきじゃないかなというふうに思います。それぞれの保全措置が、やはり水循環と非常に連動していますので、やはり集水域をしきんと分けて調査計画を立てていただくことは、重要な点ではないかなというふうに思います。この辺り検討されていることがあったら教えていただきたいです。

3点目が景観についてですけれども、土地区画整理事業のほうでもやはり、利用者の視点からの圍繞景観というものを、方法書以降で検討していただいています。そういった観点で言いますと、当然公園の方は、むしろより利用者目線ですね、地域の景観の変化を捉えられるし、捉えなければいけない環境だというふうに思います。現状の調査地点が敷地境界、事業地境界にしか落ちていないのですけれども、やはり内部でどう景観として変化するのか、造成の影響などどう生じるのかというようなことをしきんと検討いただきたいと思っています。こちらも現状での検討事項ありましたら教えていただきたいと思っています。以上です。

【奥会長】 以上、3点ですね。田中修三委員は、もう退出されてしまったようですので、先ほどの答えは次回以降で。

【事業者】 持ち帰らせていただいて、検討します。

【奥会長】 それでは今、横田委員からありました3点については、いかがですか。

【事業者】 はい。まず、微地形を考慮してということで御意見をいただいた件で

すけれども、今後詳細に設計を進めていく中で詳細な検討をさせていただければというふうに考えてございます。

また2点目、集水域を踏まえて、調査計画等をということでございますが、こちらにつきましても、今後の行程等の詳細を検討していく中で、検討させていただきたいというふうに思っております。

また、圍繞景觀に関する御意見・御指摘いただきましたけれども、本事業の実施で対象地域における圍繞景觀、農地の広がりですとか崖地のつながりのような景觀資源を変化させる恐れはないということで、今現在、調査予測項目としては選定しておりませんというところでございます。以上です。

【奥会長】 横田委員どうぞ。

【横田委員】 はい。1点目ですけれども、やはり現状のマップが非常に粗くて、調査計画の妥当性が検討できないというふうに考えています。調査地点が、調査地点を示す地図のスケールで描かれていないので、非常に広域的過ぎるのではないかというふうに思っています。ですので、環境類型区分の図も、やはり公園地域内をきちんと表現できるような環境類型区分を作成していただいて、その中にどう調査地点が落ちるのかということを表示していただきたいというのがお願いになります。

調査計画に落とし込んでいただきたいということで、2点目は、ゾーニングや事業計画で表現することではなくて、やはり的を得た調査計画に反映していただきたいというふうに思います。環境保全措置につながるデータを取っていただきたいと思っています。

3点目の圍繞景觀は、私の認識ではここも造成が入るという認識なのですけれども、造成の影響がないというようなことなのでしょうか。

【事業者】 公園の実施区域の中は、ほぼほぼ造成での影響というのは、今のところございません。整地は行いますけれども、大規模な造成はほぼほぼないというふうに認識をしております。

【横田委員】 そうなると地形上の大きな変化がないということで、圍繞景觀を評価されないということであれば、その部分をきちんと景觀の配慮として書いていただくことも必要かなというふうに思うのですよね。やはり、景觀の評価というのは、外から見た景觀、外から見られる側の景觀と、中から見る側の景觀があります。中から見る側の景觀の把握が現状と変わらないっていうことを、もし根拠にされるのであれば、やはり変わらないということを書いていただく必要があるのかなというふうに思います。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。横田委員からの御指摘3点については、いずれもこの方法書段階で事業者のほうには御検討いただきたいということですので、そこはまた御検討いただくようお願いいたします。また、検討結果については、次回以降、お示しいただければと思います。それでは藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 はい、よろしく申し上げます。会長、すみません、これまだ続いて次回も質問はできるということですのでいいのですね。

3点だけ、よろしく申し上げます。

一つが、先ほどから出ている話とかぶってしまうのですけれども、以前、土地区画整理事業と公園整備事業の調査結果というものを、調査す

るか自体どうするかということで、使えるものは何か利用するような話を聞いていたような気がするのです。これは、やはり、また一から全部やるという理解でよろしいのですか。まず、そこを先に聞かせていただければと思います。

【奥会長】 はい、お願いします。

【事業者】 現地調査結果につきましては、土地区画整理事業が実施した時点から環境に大きな変化はないと考えておりますので、同じ調査結果を使う予定でございます。

【藤井委員】 動植物の調査については、そのまま土地区画整理事業の調査結果を使って評価をするということによろしいですか。

【事業者】 はい、そうなります。

【藤井委員】 それであれば、その書き方を変えていただきたいのです。ここで調査をするというような書き方をしてあるので、誤解をかなり与えると思うのですよね。ですから、基本的には土地区画整理事業の調査結果を利用して評価をしますという書き方にさせていただかないと。ここに、調査を全部しますみたいな形で書かれているので、それは修正していただいたほうが良いのかなと思いました。

あと2点目です。スライドの10のところなのですが、樹林地の保全を検討していただいていると思います。スライドの右下のほうですよ。これはとてもこちらとしてもありがたい話なのですが、単純に樹林地をそのまま保護するというか、そのまま残すということが本当にいいかどうかというのは、疑問なところがあります。まず一つは、その樹林地を残すということで、そのエリアを囲って完全に保全するとして、人が入らないようにしてしまうと、逆に荒れてしまうのです。だから、保全イコール手を加えないことではないということをもっと理解していただきたいということと、あと、樹林地を残す場合、やはり必要になってくるのは、連続性という意味からも、林縁部がかなり必要になってくると思います。調査結果から見ても、この林縁部辺りに該当するところでフクロウが餌を取ったりもしますし、そういう林縁部を重視するという考え方を持って、整理をしていただけたら、ありがたいと思います。

3点目が、土地区画整理事業だと調整池を地下式にするということを書かれていたのですが、ここの公園整備のほうだと、池を造るということを書かれています。これがどうするのか、是非検討していただきたいということと、あと、近くに湧水があって、ホトケドジョウが集中的にここに大きな個体群が確認されています。ですので、ここの調整池を造ることで、その湧水にあるホトケドジョウに影響しないのか、そういうことも気になるころではあります。その辺の考え方というか、どうやってホトケドジョウを保護するのかという部分を横に作る調整池の関係も含めて考え方を示していただけたらなと思います。3点以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方、現時点で回答はございますか。

【事業者】 はい。まず樹林地を残すということで、保全イコール手を加えないということではないという御意見ですが、基本的には我々も樹林地を残すということも重要なのですが、樹林地の価値を公園利用者

の皆様を感じていただくということも非常に重要だと思っておりますので、今後の設計の中で取り込んでいきたいと思っております。

また、林縁部が非常に重要だという御指摘をいただきました。公園のほうでも、そのように現在のところ考えておりますが、今後、具体的に検討していく中で、その辺りも取り入れさせていただければなと思っております。

また最後、池のお話ありがとうございましたけれども、基本的にはですね、公園で池というのを現状で新しく造るといような計画は、今のところございません。また、土地区画整理事業で調整池を地下に造るとい調整は土地区画整理事業と連携しながらやらせていただいておりますけれども、その辺りもホトケドジョウの生育環境をどのように守っていくかという観点で、土地区画整理事業と連携して、今後どのようにすればいいかというのを検討していきたいと思っております。以上です。

【藤井委員】 すみません。ちょっとコメントさせていただいていいですか。樹林地の件は御検討いただけるということで、ありがとうございます。ただ、人を入れてほしいというわけではなくて、森林としての機能も持たせるために空間は確保してほしいと言っているの、イコール人を入れてくださいということではないということは、理解していただきたいということです。林縁部を重視してほしいという話も、できれば人との距離を取れる空間を作ってほしいという意味もありますので、その点は御理解いただければと思います。

あと、スライド10を見ると、これ、水辺空間の検討と書いてあるのですけど、ここは、池は造らないということですか。

【事業者】 水辺空間の検討という中で、池を積極的に造っていくかどうかというのは、現在まだ決まっておられません。生き物に配慮した水辺空間を検討していきたいというふうに考えているということでございますので、イコール池を造るということでは、現時点ではなっていないということでございます

【藤井委員】 分かりました。では是非、ホトケドジョウとの関連をしっかりと保って検討していただければと思います。ありがとうございます。

【奥会長】 ありがとうございます。1点目の御指摘は土地区画整理事業の調査結果を活用されるのであれば、それが分かるように記載をして欲しいという、先ほどの酒井委員の御指摘とも共通するところですので、そこは御対応をお願いいたします。

それでは、大変申し訳ございません。12時半になってしましまして、まだまだ御意見・御指摘あるかと思っておりますけれども、まだ本案件は継続審議ということで大丈夫ですね、事務局。

【事務局】 大丈夫です。

【奥会長】 ということで、また次回以降、続けて御意見等頂戴できればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退室をお願いいたします。

エ 審議

【奥会長】 では、両事業について、追加で何かどうしても、今日言っておきたい

というようなことございますか、御意見どうぞ。

【中西委員】

中西ですが、よろしいでしょうか。途中で勝手に分からず、言えなかったところもあるのですが、2点あります。

一つは、途中で皆さん言われたことと同様なのですけれども、土地区画整理事業とか公園整備事業とかですね、そういった関連する事業が多いところで、どの調査とどれが共通したりするのかが、聞いている限りでは分かりにくかったなという感じを受けております。まだ検討中のところもあるということですが、ただ、やはり総合的に環境を評価しないといけないと最終的には思いますので、そこはバラバラのところをバラバラに出してくるのではなくて、可能な限り統合的な評価ができるように、資料の作り方、審議の進め方を御検討いただきたいという進め方に対するコメントです。

あともう1点は、広い地域なのですけど、特に、市民の森との関係というのが公園整備事業のところでは多少配慮されているのですが、土地区画整理事業ではあまり連携してないのが気になります。周りに対する影響が大きいところで、要するに周辺地域とのつながりというものをきちんと評価しないと影響というのを測れないのではないかと考えております。そこについては、今後具体的に意見を出していきたいと考えております。所感として、本日そう感じたというところではあります。以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。今の、中西委員からの御指摘はごもっともですし、重要ですので、事務局の方も資料の作成を、事務局資料として共通項を出していただくのか、事業者の方でその辺は連携して出していただくのかを少し調整していただいて、分かりやすい情報提供をお願いいたします。また、周辺への影響についても、今後改めて御指摘いただければと思いますが、御意見は事業者のほうにお伝えいただければと思います。

それでは、大変申し訳ございません。時間がもう12時半も過ぎてしまいましたので、本日の審議は以上とさせていただきます。

審議内容につきましては、後日、会議録案で御確認くださいようお願いいたします。

以上で、予定されておりました議事全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

(傍聴退出)

資 料

- ・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について（諮問）（写し） 事務局資料
- ・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書に係る手続について 事務局資料
- ・横浜市環境影響評価条例の手続の流れ 事務局資料
- ・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書の概要 事業者資料
- ・（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業に係る環境影響評価方法書について（諮問）（写し） 事務局資料
- ・（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業環境影響評価方法書に係る手続について 事務局資料

- ・（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書の概要
事業者資料